



幼児教育・保育の無償化



★制度のポイント

- ♣ 3～5歳児クラスのこども、住民非課税世帯の0～2歳児クラスのこどもが対象となります
- ♠ 無償化になるのは原則保育料のみです(給食費、通園送迎費、行事費などは保護者負担)
- ♥ 利用する施設やサービスにより、無償化の上限額が異なります
- ◆ 詳細は子育て支援課(0480-33-1111内線268、277)にお問い合わせください

★施設ごとの対象者と範囲

C 幼稚園(新制度) 認定こども園 (幼稚園利用)

D 幼稚園(未移行)

E 認可保育所 認定こども園 (保育利用) 地域型保育事業

F 認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター事業

満3～5歳児クラス

保育の必要性あり※2

保育の必要性なし

無償
(預かり保育は日額450円まで無償。月額11,300円まで無償※1)

月額25,700円を上限に無償
(預かり保育は日額450円まで無償。月額11,300円まで無償※1)

無償

月額37,000円を上限に無償

無償
(預かり保育対象外)

月額25,700円を上限に無償
(預かり保育対象外)



対象外

0～2歳児クラス (保育の必要性あり※2の住民税非課税世帯)



無償

月額42,000円を上限に無償

※1 3～5歳児クラスは月額上限11,300円。満3歳児の場合、住民税課税世帯は無償化対象外・住民税非課税世帯は月額上限16,300円

※2 保育の必要性については、A参照

A 保育の必要性と認定について

お子さんと同居するすべての方(18歳以上65歳未満)に、家庭では保育が難しい事由が必要です。申請書のほか、事由ごとに証明する書類が必要となります。

	保育の必要な事由	必要書類
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※月48時間以上の就労	勤務証明書 自営業を証明する書類
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない場合	母子手帳の写し
就学	学校または職業訓練校に在学している場合	在学証明書または、学生証の写し・カリキュラム
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	医師による診断書 障がい者手帳の写し
介護・看護	同居の親族を介護または看護している場合	看護、介護を受ける人の医師による診断書
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	求職状況申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたる場合	り災証明書
社会的養護	虐待やDVのおそれがある場合	保育の必要性がわかる第三者機関の証明
育児休業取得中の継続利用	就労中に既に預かり保育等を利用している子がいて、継続利用が必要な場合	勤務証明書
その他	上記以外に類する状態にある場合	申請内容による

B 副食費が免除となる場合

給食費のうち副食費(おかず代等)については、年収360万円未満相当の世帯の子ども、又は全ての世帯における第3子以降の子どもの場合、免除となります(主食費(ごはん代)は徴収します)。なお、対象者や支払い方法については、下記のとおり在園する施設により支払方法等が異なります

施設	支払方法	第3子以降の子どものカウント方法
幼稚園	幼稚園に一度支払い、後日町に請求	3歳～小学校3年生までのこども
認定こども園(幼稚園利用)	支払いなし	3歳～小学校3年生までのこども
保育所(園)、認定こども園(保育利用)	支払いなし	0歳～小学校就学前までのこども

C 幼稚園(新制度)、認定こども園(幼稚園利用)

対象	幼稚園(新制度)、認定こども園(幼稚園利用)在園の満3歳以上のこども
保育料	無償
給食費	園ごとに異なります(各園に支払い) ※一定条件を満たした世帯に対し、副食費が免除となる制度があります(B参照)
認定手続き	☆公立幼稚園:「子どものための教育給付に関する支給認定申請書」 ☆認定こども園等:「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定書」等を入園申し込み時に園に提出(園を経由して町に提出されます)
預かり保育	☆手続: 保育の必要性の認定を受けるため、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」、「保育の必要性がわかる証明書」(A参照)が必要となります ☆利用料: 450円×利用日数を上限に無償(公立幼稚園は無償) ※月上限額は11,300円。ただし、住民非課税世帯の満3歳児の月上限額は16,300円 ☆支払方法: 利用分を園に一度お支払いいただき、後日、町に請求 ※対象者に別途ご案内します
その他	町内では、中央・西・すぎと幼稚園が該当します

D 幼稚園(未移行)

対象	新制度未移行幼稚園在園の満3歳以上のこども
保育料と入園料	月額25,700円を上限に無償 ※入園料÷年間在籍月数+保育料が対象。25,700円を超える場合は、自己負担になります。
給食費	園ごとに異なります(各園に支払い) ※一定条件を満たした世帯に対し、副食費が免除となる制度があります(B参照)
認定手続き	「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を入園申し込み時に園に提出(園を経由して町に提出されます)
預かり保育	☆手続: 保育の必要性の認定を受けるため、「保育の必要性がわかる証明書」(A参照)が必要となります。 ☆利用料: 月額上限は11,300円。ただし、住民非課税世帯の満3歳児の月上限額は16,300円 ☆支払方法: 利用分を園に一度お支払いいただき、後日、町に請求 ※対象者に別途ご案内します
その他	町内では、杉戸白百合幼稚園が該当します

E 認可保育所、認定こども園(保育利用)、地域型保育事業

対象	☆保育所(園)、認定こども園(保育利用)、地域型保育事業在園の3~5歳児クラスのこども ☆同施設在園で住民非課税世帯の0~2歳児クラスのこども
保育料	無償
給食費	金額は、園ごとに異なります ※一定条件を満たした世帯に対し、副食費が免除となる制度があります(B参照) ※0~2歳児クラスは、保育料の中で徴収します
認定手続き	保育の必要性の認定を受けるため、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書」、「保育の必要性がわかる証明書」(A参照)等を町に提出

F 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業

対象	☆保育が必要な方(A参照)の3~5歳児クラスのこども ☆保育が必要な方(A参照)で、住民税非課税世帯の0~2歳児クラスのこども ※無償化の対象外となる認可外保育施設等があります(各市町または、各園に確認してください) ※上記 C~E に入園している場合、無償化の対象とはなりません。ただし、預かり保育が十分に満たされていない幼稚園に在園している場合は、幼稚園の預かり保育における上限額の範囲内でサービス併用が可能です。
保育料	☆3~5歳児クラスのこども: 月額37,000円を上限に無償 ☆0~2歳児クラスのこども: 月額42,000円を上限に無償 ※複数のサービスをご利用の場合は、その合計額を対象とします ☆支払方法: 利用分を園に一度お支払いいただき、後日、町に請求 ※対象者には別途ご案内します
認定手続き	保育の必要性の認定を受けるため、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」、「保育の必要性がわかる証明書」(A参照)を町に提出

お問い合わせ

杉戸町 子育て支援課
0480-33-1111 内線268、277

